

消費者庁からの意見への対応について

平成 26 年 10 月

経済産業省

I. 全体的な評価

- 今般の査定方針案は、消費者委員会公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会での調査審議を経て、本年 9 月 11 日に消費者庁が取りまとめたチェックポイントで指摘した意見をおおむね踏まえたものとなっている。このことは、チェックポイントが家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。
- 査定方針案において、電気料金の値下げの条件について考え方を明らかにしている点、値下げの実施時期や値下げ幅等について電気料金審査専門小委員会がフォローアップを行うこととしている点については評価できる。今後、フォローアップは適切なタイミングで行われるべきであり、さらに、値下げ幅等について需要家から公開にて意見を聴く機会等を設けるべきである。また、フォローアップの結果に基づき、値下げを実施する仕組みを検討すべきである。
- 今回の査定は、電源構成変分認可制度（一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年十二月三日通商産業省令第百五号）第 19 条の 2。以下「電変」という。）に基づいて提出された申請に係る初めてのものである。電変の基本的な考え方について、査定の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認するとされたことは評価できる。
- 電変において査定対象とされた項目以外についても、チェックポイントで示した点を経営効率化の指標として取り入れたことについては評価できる。今回のような短期間での再値上げに対して、需要家の査定に対する信頼を確保するため、今後の料金認可申請においても、今回と同水準またはそれ以上の徹底した審査を実施すべきである。
- 経済産業省資源エネルギー庁における審査プロセスにおいて、公聴会の開催や「国民の声」の募集などを通じて、需要者の意見を広く聴取するとともに、事業者に綿密な情報提供を求め、精力的な審査を行った点は評価できる。ただし、査定方針案についても需要者が十分理解できるように、値上げ実施までに十分周知する等、配慮すべきである。

○Ⅱ. で掲げる「経営効率化」、「料金体系等」、「今後の料金値下げ等」の個別項目について、更なる対応を頂き、結果について説明を求めたい。特に、経営効率化について、「コスト削減において一部未達となっていること等も踏まえ、更なる効率化の徹底」を求める内容となっているが、項目ごとに、未達部分を中心とした更なる効率化と、資産売却等を含めた経営努力の徹底を求めるべきである。

○北海道での意見交換会において、今回の大幅値上げによる負担増について懸念する声が多く出されていた。こうした声を踏まえ、北海道電力においては、消費者のための激変緩和措置に関する具体的な方策を速やかに明らかにし、適切に実施すべきである。特に、電力需要量の大きいオール電化世帯の負担増については、北海道電力がオール電化を推進してきた経緯にも鑑み、料金メニュー間での不公平が生じないことにも十分留意した対策を実施すべきである。

○北海道電力が、経済産業省資源エネルギー庁における審査プロセスに真摯に対応したこと、また、経営効率化を更に進めることを表明したこと、さらに、需要家に対する説明会を実施し、情報提供に努めたことは評価できる。しかしながら、消費者からの厳しい声に対し、電力供給事業者として、自社の経営が北海道の経済及び消費生活に多大な影響を与えることを十分自覚し、中長期の電源構成やそれに応じた設備投資の意思決定を行うとともに、消費者の共感を得るための積極的な取組や丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月に取りまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（以下「有識者会議報告書」という。）や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて、見直しを行っている。現在、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会（以下「電気料金審査専門小委員会」という。）の委員には、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、消費者団体等を通じ675団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門小委員会の委員の参加も得た。
2. 電気料金審査専門小委員会の審査においては、消費者庁より示されたチェックポイントも踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門小委員会査定方針案（以下「査定方針案」という。）に反映した。
3. 値下げに関しては、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップを行うこととしており、北海道電力から値下げに係る手続きがなされた際には、できるだけ速やかに実施してまいりたい。
4. 値上げ申請については、一般電気事業者自らの経営判断により行うものと認識しているが、申請に当たっては、最大限の経営効率化など、値上げを回避するためのありとあらゆる

る努力を、まず行うことが重要である。仮に値上げ申請が行われた場合には、電気事業法に基づいて厳正に対応してまいりたい。

5. 査定方針案については、取りまとめ後に記者ブリーフィングを行うとともに、ホームページでの公開を行っており、問い合わせがあった場合の対応など、引き続き丁寧な情報提供に努めてまいりたい。
6. 北海道電力は消費者のための激変緩和措置について「更なる効率化など、経営努力を還元することで、値上げ実施日から一定期間、値上げ幅を圧縮する措置を実施していく。今後詳細を詰めたうえで補正申請に反映させる。」としている。なお、北海道電力による激変緩和措置については、冬に需要ピークを迎える北海道において、あくまでも需要家の急激な負担の増加を抑制する観点から追加的に実施されるものであり、「二度にわたる値上げ」が行われる訳ではないこと等について、北海道電力及び経済産業省において、消費者庁の協力も得つつ、丁寧に周知・情報提供することとする。
7. 北海道電力は需要家への情報提供・説明について「昨年値上げに続き、今回、更なるご負担をお願いすることとなることから、検針時に配布するお知らせチラシの紙面の拡大やすべてのお客さまを対象とした説明会の開催、オール電化住宅にお住まいのお客さまへのダイレクトメール送付によるご説明を行うなど、前回以上に丁寧な周知・ご説明を行っている。」としており、経済産業省としても、引き続き、情報提供・説明が積極的に行われるよう促してまいりたい。

II. 個別項目

【経営効率化】

○原価に織り込まれていないものの、一部原価を超える支出について経営効率化未達の指摘をしたこと、及び再値上げにおいては、原価に織り込まれない支出であっても、純資産の毀損により要資金調達額が増えるとの観点から、効率化の深掘りで生み出される原資を需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきとしたことは評価できる。他方、「改めて、北海道電力においては、一段の経営効率化の取組を行うことを具体的に表明することを求めたい」とされていることについては、あわせて費用項目ごとに未達部分の理由の検証を行うべきである。

1. 北海道電力よりヒアリング及び資料の提出等を通じて確認を行ったところ、前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。
2. 北海道電力からは、第19回小委員会において、これまでの小委等の意見を踏まえ、一層の経営効率化の取組について表明があった。
(表明内容)
前回の料金改定時の査定方針で示された項目については、経営全般にわたる効率化で対応することを基本として努力を重ねた結果、総額では達成できると考えているが、個別の査定項目の一部未達成部分について、次のように取組む。
 - ・役員報酬については、経営の判断として、査定額として示された金額を尊重して減額することとする。
 - ・社員の給与水準についても、査定水準を超えないように減額する考えであり、冬季賞与を不支給とすることを労働組合に提案した。
 - ・保有不動産の売却については、売却可能なもの、かつ売却益が見込まれるものは順次売却を進める。
 - ・保有株式については、4銘柄3億円相当の株式売却について交渉を進めているところであり、この他、金融機関株式等の処分についても検討を進める。
3. 北海道電力においては、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策（需要家負担の急激な増加を緩和する措置）を実施する。

○現行の電気料金に反映している経営効率化及び国から示された査定方針への対応状況(概要)

(億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度					平成27年度				
	前回認可			実績 ②	増減 ②-①	前回認可			計画 ④	増減 ④-③	前回認可			計画 ⑥	増減 ⑥-⑤
	前回申請	査定方針	計①			前回申請	査定方針	計③			前回申請	査定方針	計⑤		
人件費	125	35	160	121	▲39	125	34	159	(10) 161	1	125	34	159	(10) 160	1
需給関係費	34	13	48	71	23	43	43	86	(64) 110	24	43	44	88	(41) 88	1
設備投資 関連費用	11	11	22	14	▲8	31	10	41	34	▲7	49	10	59	60	1
修繕費	79	9	88	99	10	103	10	113	133	20	102	23	125	133	8
諸経費等	67	66	133	142	9	66	24	90	124	34	64	42	106	116	11
資産売却	-	-	-	4	4	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-
合計	316	135	451	449	▲2	368	121	489	(73) 571	82	383	153	536	(51) 557	21

※ 上表は、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料6-1「経営効率化計画の論点」の2頁に掲載の表に、資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の11頁<国から示された査定方針>の増減説明欄に記載した人件費の既実施分・同12頁<現行料金に反映している経営効率化>に記載した需給関係費の今回申請原価に反映した追加の効率化分等を加え、同14・15頁に記載した「一時的な繰り延べ等」を除いているため、合計は一致しない。

注1:「前回申請」は、前回料金改定申請時に効率化額として織り込んでいたもの。

注2:「査定方針」は、前回認可時に、総原価洗い替えを行った上で査定方針において3年平均で示されたものを、あらためて年度展開したもの。

注3:「実績」及び「計画」には、前回認可における査定には対応しているが「コスト削減」には含んでいないもの(違約金等)を含む。

注4:平成26・27年度の人件費の計画欄には、人事労務諸制度の見直しなどによる既実施分10億円程度(平成27年度も継続を前提)を含む。()内は、当該分を再掲。

注5:平成26・27年度の需給関係費の計画欄には、今回申請原価に反映した追加の効率化分を含む。()内は、当該分を再掲。

○査定方針への対応状況(概要)

(1)人件費及び需給関係費

①平成25年度の実績及び26年度の計画

<人件費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
役員報酬を1,800万円/人に引き下げ	0.3	0	▲0.3	0.3	0	▲0.3
従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ	11	2	▲9	12	※1 10	▲2
退職給与金の年金資産運用収益率を2%に設定	21	0	▲21	21	21	0
その他	2	2	0	1	5	+4
合計	35	4	▲31	34	35	+1

※1 平成26年度の「従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ」の計画欄には、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の11頁<国から示された査定方針>の増減説明欄に記載した人件費の既実施分10億円程度を含む。

<需給関係費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
購入電力料の更なる削減	13	16	+3	5	2	▲3
卸電力取引所の更なる活用	-	3	+3	35	0	▲35
その他	0	0	0	2	1	▲1
小計	13	19	+6	43	3	▲40
今回申請原価に反映した効率化の深掘り	-	-	-	-	※2 64	+64
合計	13	19	+6	43	67	+24

※2 平成26年度の計画欄には、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の12頁<現行料金に反映している経営効率化>に記載した今回申請原価に反映した追加の効率化分等を含む。

②平成27年度の計画

<人件費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
役員報酬を1,800万円/人に引き下げ	0.3	0	▲ 0.3	経営効率化の観点から全費目の洗い出しを行う中であわせて検討
従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ	12	10	▲ 2	賞与削減について組合と協議のうえ、達成を目指す
退職給与金の年金資産運用収益率を2%に設定	20	20	0	
その他	2	5	+3	一般厚生費等の更なる削減を実施
合計	34	35	+1	

<需給関係費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
購入電力料の更なる削減	4	2	▲ 2	H26年度の交渉状況(一部交渉継続中)によりH27年度を推定
卸電力取引所の更なる活用	35	0	▲ 35	泊発電所の停止により卸販売は未達成の見込み
その他	5	2	▲ 3	泊発電所の停止長期化により、亜歴青炭導入化遅延(今回申請原価はH27から導入する前提)等
小計	44	4	▲ 40	
今回申請原価に反映した効率化の深掘り	—	41	+41	国内炭の増量や、購入を中心とした卸取引の最大限の活用等
合計	44	45	+1	

(2) 設備投資関連費用、修繕費及び諸経費等

①平成25年度の実績及び26年度の計画

<設備投資関連費用>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	8	0	▲ 8	7	0	▲ 7
工事価格の更なる削減等	3	3	0	3	3	0
合計	11	3	▲ 8	10	3	▲ 7

<修繕費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	4	0	▲ 4	4	0	▲ 4
工事価格の更なる削減等	5	20	+14	6	30	+24
合計	9	20	+10	10	30	+20

<諸経費等>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
節電・省エネ推進を目的とした費用等を削減	10	3	▲ 7	8	3	▲ 4
IPP契約解約に伴う違約金	42	42	0	—	—	—
調達価格の更なる低減等	14	34	+20	16	55	+39
合計	66	79	+13	24	58	+34

②平成27年度の計画

<設備投資関連費用>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	6	0	▲6	将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから、費用削減が困難
工事価格の更なる削減等	4	11	+7	資機材調達価格の更なる低減を実施
合計	10	11	+1	

<修繕費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	4	0	▲4	将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから、費用削減が困難
工事価格の更なる削減等	19	31	+12	資機材調達価格の更なる低減を実施
合計	23	31	+8	

<諸経費等>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
節電・省エネ推進を目的とした費用等を削減	8	3	▲4	節電・省エネの推進は、短期的には需要抑制、中長期的には電力設備の有効活用などによるメリットがあることから、今後も効率化に努めつつ活動を継続
調達価格の更なる低減等	34	49	+15	資機材・役務調達価格の更なる低減を実施
合計	42	52	+11	

【燃料費】

- 値上げの大部分を占める燃料費について、メリットオーダーの徹底を行い、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算定を行い、料金原価から費用を上回る部分を減額すべきとしたことは評価できる。
- 燃料費の「数量の変更に起因する変動額に限る」の条文解釈について、電変において燃料費単価も見直し対象となることを一般電気事業供給約款料金審査要領に明記することとしたことは評価できる。
- 一般水力について、前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により発電電力量の減少が想定されていたが、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかという指摘を踏まえ、電変に基づく社会的経済的事情の変動によるものと認められないとしたことは評価できる。

1. 以下の項目について、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額した結果、申請額の削減額は、24.7億円となる。

- ・水力については前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により、発電電力量の減少を想定しているが、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかという指摘を踏まえ、前回認可からの作業停止計画の追加による発電電力量の減少については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。
- ・水力の可能発電電力量については過去30ヵ年（昭和58（1983）年度～平成24（2012）年度）の河川からの流入実績を用いて算定していることを確認したが、既に平成25（2013）年度の流入実績が確定しており、これを織り込むことにより可能発電電力量が増加することから、原価への織り込みについても、至近実績に置き換えることが適当である。
- ・また、平成26年度の他社の太陽光・風力については、前回認可時の想定よりも共に電力量が減少しているが、今般の値上げにおいて、再生可能エネルギーを最大限織り込むことにより、燃料費を削減し、値上げ幅を極力圧縮することが求められている点に鑑みれば、他社受電分についても、少なくとも前回認可時の計画に基づく発電量は維持する必要があるが、前回認可時の想定から減少した分（ただし、各年度毎の電源別発電量の減少分に限る）については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。
- ・太陽光の発電電力量の算定に当たっては過去実績の平均受電率を用いているが、過去の傾向がより適切に反映されるようにすることが適当である。

2. 電源構成変分認可制度における燃料費単価については、以下の点を踏まえ、見直し対象とし、この趣旨についてあらためて明確化する観点から一般電気事業供給約款料金審査要領に明記することとした。

- ・「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）において、「原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定

を認める」と記載されており、そこにおいて重視されているのは、「原価の適正性」であると考えため、追加調達分について、電気事業法第 19 条の「能率的な経営の下での適正な原価」としての原価の適正性を保つためには、その構成要素たる数量及び単価双方を査定対象としなければ不十分であること。

- 原子力の想定発電量を単に火力発電量で置き換えるだけでは、文字通り機械的な計算で済んでしまうことから、自動変動（転嫁）ではなく、電気事業法第 19 条の認可にかからしめ、公聴会等を経る通常の査定プロセスと同様とした制度趣旨を没却すること。
- 燃料費の単価変動の大きさに鑑みれば、燃料費の追加調達分については、実際の調達時点が認可時の想定よりもずれる（新規調達分が生じる）ことから、前回認可単価を維持する必然性に乏しい。また、本来、先行他社の最新の査定方針内容（例：LNG について、シェールガスの影響を反映した原価織り込み価格とすること等）については、前回認可時の燃料費そのものにも反映すべきとの考えも可能であるが、少なくとも追加調達分については反映を行うべきと整理されること。
- 電源構成変分認可制度による値上げが、実質的に短期間内の再値上げであることも踏まえると、需要家の負担抑制の観点から、燃料費における更なる経営効率化を求める社会的要請に配慮する必要があること。

【料金体系等】

- 消費者が電気料金を節約できる新たなメニュー等について積極的に広報・普及に取り組むよう、北海道電力に促すべきである。
- 「供給約款料金の単価が割高に設定されるという事実は確認されなかった」としているが、逆に、選択約款料金の単価が割高でないかが不明確である。公平性が確認されているのか、明確に説明すべきである。
- 北海道電力の申請案では、1・2段階格差、2・3段階格差ともに縮小しているが、激変緩和措置の一つとして、使用量の少ない需要家の負担を緩和するための措置を検討すべきである。

1. 北海道電力は「お客さま選択肢の拡大および電気のご使用方法の工夫によるご負担軽減を目的として、ピーク抑制型時間帯別電灯のピーク時間（冬期間の16時～18時）および3時間帯別電灯の午後時間（13時～18時）に、新たなバリエーションを追加することについて検討している。また「昨年の値上げに続き、今回、更なるご負担をお願いすることとなることから、検針時に配布するお知らせチラシの紙面の拡大やすべてのお客さまを対象とした説明会の開催、オール電化住宅にお住まいのお客さまへのダイレクトメール送付によるご説明を行うなど、前回以上に丁寧な周知・ご説明を行っている。」としている。
2. 経済産業省としても、引き続き、積極的な取組が行われるような広報・周知体制を取るよう促してまいりたい。
3. 選択約款は、設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること、供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないことなどを前提として供給約款以外の供給条件として届け出られているものであり、今回の値上げにおいては、選択約款も供給約款も、基本として一律単価上乘せであることから公平性は確保されている。
4. 今回の査定によるメリットを、需要家が最大限享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。その際、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.11となっているところ1:1.12とすることにより、電気の低利用者の負担抑制に配慮する。

【今後の料金値下げ】

- 泊原子力発電所の再稼働時期と値下げ時期との関係について、「再稼働後、原則として」値下げすることとしているが、実際に値下げが行われるのか不明確であるため、必ず値下げするということを明示すべきである。値下げ率は事前に一意的に決められないとしているが、そうであっても、事例による試算を示すなど、消費者への積極的な情報提供を行うべきである。例えば、1～3号機がすべて再稼働した場合、今般の経営効率化による原価削減効果も織り込んで、平成25年改定以前の水準以下まで電気料金を値下げしていくこと等を明示すべきである。
- 料金値下げ幅が適正であるかを検証するプロセスについては、これまで制度上の措置が不十分であった。今回、フォローアップにより確認することが示されたことは評価できるが、フォローアップ実施のタイミングについては、料金値下げが可能となる事由が明らかになった後、直ちに行うべきであり、また、可能な限り短期間で行うべきである。
- 燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかになった場合は原価算定期間内に値下げするとの査定方針案はもちろんであるが、さらに、フォローアップの結果、値下げ幅が不十分であった場合は、更なる値下げを求めることも検討すべきである。
- 料金値下げ幅の検証プロセスにおいても需要家の意見を聴く機会を広く設けるべきである。
- 泊原子力発電所の再稼働時期が予定よりもさらに遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げが行われないことを確保するために、経済産業省資源エネルギー庁がどのような措置を講じるのか、明確にすべきである。

1. 再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難であることから、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会でフォローアップを行うこととしている。フォローアップのタイミングとしては、北海道電力から値下げの電気事業法に基づく値下げの手続きがなされた際には、できるだけ速やかに実施してまいりたい。
2. なお、値下げのフォローアップを行う際には、消費者の代表が委員として審議に参加する電気料金審査専門小委員会に消費者庁及び消費者委員会事務局からも参画を得て、一緒に確認することとする。情報公開を確保しつつ、これらの確認を通じて、北海道電力において適正な形で値下げを実施することを促すこととしたい。
3. また、北海道電力から、第17回電気料金審査専門小委員会において、仮に、泊原発の再稼働時期が予定よりもさらに遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げ

を行うことはないとの趣旨の表明があったことを踏まえ、経済産業省としては、同社から、泊原発の再稼働時期のさらなる遅延等を理由として、今般の原価算定期間内に再度の値上げ申請が行われることは想定していない。

Ⅲ. 今後の課題

○これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、総括原価方式の在り方、事業報酬算定の在り方、事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリングの在り方、電変による電気料金値上げの審査の在り方、料金値下げ幅の審査の在り方等）について、さらに経済産業省資源エネルギー庁において需要家の利益が損なわれないような制度の検討を行うべきである。

1. これまでの電気料金審査専門小委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題については、適宜検討を行い、必要に応じ反映を図ってきているところ。例えば、次のような点などがある。
 - ・情報公開・開示については、電気料金審査専門小委員会における審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催しているところ。資料は経済産業省ホームページに掲載されている。また、委員会開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、議事録についても、経済産業省ホームページに掲載済又は今後掲載予定である。
 - ・総括原価方式については、現在、電力システム改革を議論する中で、小売部門の自由化や総括原価方式の廃止に向けた制度設計を進めているところ。既に、昨年臨時国会で成立した第1弾の改正電気事業法で規定している電力システム改革の3段階の改革プログラムに基づき、小売参入の全面自由化等を内容とする第2弾の改正電気事業法が平成26年6月11日に国会で成立したところであり、総括原価方式についても、改革の第3弾において電気の小売料金の全面自由化を実施することとしており、これにより撤廃されることとなる。
 - ・事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリング、電源構成変分認可制度による電気料金値上げの審査や料金値下げ幅の確認・検証については、今般明らかになったものであるが、今後、事後評価の在り方として新たな審査基準の必要性の検討を行うとともに、値下げについてはその時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会でフォローアップを行うとするなどとしている。
2. 今後とも審査の過程で明らかとなった諸課題を踏まえ、審査の在り方について検証を行い、広く国民の皆様の意見も伺いながら、必要に応じ見直しを図ってまいりたい。

○査定方針案において「LNGの調達に当たっては、他事業者との連携も含め最大限のコスト削減を行うことが求められる。」としているが、経済産業省資源エネルギー庁において、引き続き国の支援等の対策を含めた総合的対応を検討すべきである。

1. LNG調達費の低減に向けて、政府としては、

- ①シェールガスの生産拡大で価格が低下している米国からのシェールガス・LNG輸入の実現、
- ②日本企業の権益確保（豪州、カナダ、モザンビーク等）への支援を通じた供給源の多角化と権益確保、
- ③LNG産消会議の開催を始めとする消費国間の連携強化等を通じた買主側の交渉力の強化、

の3つの課題に取り組んでおり、引き続き、LNG調達費の引き下げに向けてしっかりと取り組んでまいりたい。

○北海道での意見交換会において、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（条例第108号）を踏まえた、電源の多様化の推進や新しいエネルギー分野のより一層の開発を求める声が多く出されていた。経済産業省資源エネルギー庁は、中長期的な電源構成の考え方について、再生可能エネルギーの使用拡大の見通しも含め、消費者に対し、積極的に丁寧な情報提供・説明を行うよう、北海道電力に促すべきである。

1. 北海道電力は電源の多様化について「既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化、電源の分散化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため、石狩湾新港発電所（LNG火力）の導入を計画し、2014年4月24日に環境影響評価手続きを終了、同年8月18日に準備工事を開始し、1号機は2019年2月に運転を開始する予定。」としている。また、新しいエネルギー分野のより一層の開発への対応については「風力導入拡大に向け、東京電力（株）と共同で北本連系設備を活用した実証試験を計画し、連系可能量を20万kW拡大することで56万kWまで拡大。太陽光発電については、火力発電の出力調整により70万kW（出力抑制対象である500万kW以上の太陽光）まで拡大可能。この他、大型蓄電池実証試験や家畜系バイオマス発電に係る研究開発等、新エネルギー導入拡大に向け引き続き取り組んでいく。」としている。
2. また、再生可能エネルギーについては、「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣区議決定）において、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする」とされている。さらに、「骨太方針」（平成26年6月閣議決定）においても、「再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指して導入を促進する」とされており、経済産業省としてこれらを踏まえて必要な支援等を行ってまいりたい。

○経済産業省資源エネルギー庁として、電力システム改革の進捗状況については、消費者の関心も非常に高いため、消費者庁等との関わり方も含め、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

特に、消費者にどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の家庭用までの電力小売の自由化、発送電分離、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について、消費者教育の機会を設けることを検討すべきである。

1. 電力システム改革等の検討を進めていく上で、広く国民の皆様の見解を伺いつつ、内容の充実を図ることは重要なことであり、検討状況の把握が容易となるよう、適切な情報の提供を図ってまいりたい。
2. また、電力システム改革については、新規参入の促進やスマートメーターも含めた競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めていくものであり、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成すもの。電力の自由化や広域系統運用の拡大により、需要家の選択によるスマートな需要抑制や、地域間での電力融通の円滑化を進め、厳しい電力需給の中でも安定供給を確保する。また、燃料コストの増加等による電気料金上昇圧力がある中であっても、競争の促進により料金を最大限抑制する効果があるものとする。自由化に当たっては、需要家がスマートメーターから得られる情報を活用し、適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューを選択できるよう、適切な情報提供や広報を積極的に行ってまいりたい。
3. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、国民全体で買い支え、普及させることで、ひいてはその発電コストを下げることを目的に平成24年7月に導入されたもの。その普及によって、自らの家庭に太陽光パネルを設置する、屋根貸しモデルを通じて太陽光発電に自宅の屋根を提供する、市民ファンドを通じて自ら再生可能エネルギー発電に投資するなど、消費者がエネルギーをより身近な問題として解決するための手段を格段に増やすことができる。本制度では、国民に負担いただく再生可能エネルギー賦課金単価について、法律の規定に従って、中立的な調達価格等算定委員会が公開で案を策定し、消費者担当大臣の見解も伺った上で決められた買取価格に基づき、算定されている。制度の導入開始に当たっては、全国で約70回に及ぶ説明会や各種イベントの開催、制度や負担に関するチラシの全戸配布、パンフレットの作成等を通じて制度の周知に努めてきたところ。引き続き、こうした負担への配慮をしっかりと行うとともに、住宅用太陽光発電をめぐる悪質商法の排除、再生可能エネルギーをめぐる意識喚起や広範な知見の向上など、様々な角度から再生可能エネルギーの普及政策を展開してまいりたい。

○経済産業省資源エネルギー庁は、電力システム改革における具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、消費者の利益が損なわれないよう、消費者の意見が政策に反映されるような仕組みを検討すべきである。

1. これまで改革の全体像について検討を行ってきた電力システム改革専門委員会（※）においては、消費者問題の専門家にも委員として議論に参加いただいていたところであり、具体的な制度設計に関する検討・審議を行う制度設計ワーキンググループ（平成25年8月2日に第1回WGを開催し、平成26年9月18日までに計8回開催）においても、消費者問題の専門家にも委員として議論に参加いただいているところ。今後とも、実際の詳細な制度改正を行う際には、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様の意見を伺ってまいりたい。

※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会」に名称変更。

2. また、諸外国の事例も参考にしつつ、電気料金を最大限抑制できるよう、段階的な料金規制の撤廃や、規制当局による市場監視の強化等、慎重な制度設計を行い、「規制なき独占」に陥ることがないように万全を期してまいりたい。